

自殺は「労災」一転認定

国の審査会、労基署判断を覆す

7年前、金券ショップの店長だった大阪市の男性(当時34)が自殺した。労働基準監督署は労災と認めなかったが、国の労働保険審査会(以下「国審査会」)は一転して認定。店の定休日にも社長の出張に同行しており、1カ月以上休んで休まず働いたと判断した。遺族は会社の労務管理のあり方を問い、損害賠償を求めて近く大阪地裁へ提訴する。

遺族、会社を提訴へ

働き過ぎを背景とした「心の病」の労災認定件数は増加傾向にある。厚生労働省の調査では、過労などが原因で心を病み、自殺を図った人の労災認定は2014年度に過去最多の99件



労働保険審査会
厚生労働大臣のもとに置かれた組織。国会の同意を得た学者や元裁判官、医師ら専門家の委員9人が合議体を構成し、労災認定すべきか判断する。労働基準監督署や都道府県にある労働

局で申請が退けられた場合、「再審査」を求めることができる。業務上の疾病と訴えた再審査請求は2015年度に336件。労災と認められたのは14件。認められない時は、裁判所に行政訴訟を提起することもできる。

と、国の労働保険審査会が労基署の判断を覆すのは極めて異例。「店長職にありながら店員はおらず、休みたくても休めない名ばかりの店長の労働実態を認めた意義は大きい」と話す。労働保険審査会の裁決書(1月27日付)によると、男性は06年入社。大阪市港区の金券ショップ店長として、

と、金の各種チケットの仕入れ、販売を担当した。08年ごろから店舗を1人で切り盛りするようになり、09年4月、店の中で首をつって亡くなった。

遺族側は、1日12時間近く、週6日働いていた▽亡くなる約5カ月前からは会社の新規事業の立ち上げにもかかり、休日をどれなり約1カ月の連続勤務があった―などと主張。定休日の日曜にもたびたび車を運転して兵庫・淡路島へ社長の出張に同行していたとした。自殺はこうした長時間労働に加え、社長からも厳しく売り上げの拡大を求められ、うつ病を患ったのが原因として12年に労災申請した。

「利益のため、休みも少なくしてがんばりましたが無理でした」。男性は社長あての遺書にそう書き残していた。男性の母親(67)は「息子は会社に殺されたようなもの。働き方は任せていたと言いつけるのは許せない」と憤る。

連日、夜まで働き詰めの生活が続いた。「しんどい」。弱音を吐くようになったのは08年11月ごろ。店長職とは別の事業に携わるようになり、毎月、定休日

に社長の出張に同行し始めた。たころだった。顔色が悪くなり、次第に食も細った。約90キロあった体重は翌09年4月ごろに20

「僕、商才ないんかな」。母親にそう漏らして間もなく、男性は自ら命を絶した。「労災が認められたのはうれしいが、息子は戻らない。二度と同じことが起きないように会社の責任をはっきりさせたい」

(太田航、阿部峻介)

りした事実はない」と反論。男性に不正な経理があったと指摘し、淡路島への同行は「気晴らしになれば」と誘った。仕事はさせていない」と説明した。

大阪西労基署は13年、「達成困難なノルマや新規事業の担当になったことは認められず、仕事目的の同行だったとする客観的事実もない」として労災で

ないと判断。不服申し立てを受けた大阪労働局の労災保険審査官も14年に追認したが、再審査を求められた国の審査会は自殺と仕事の因果関係を認めた。

「僕、商才ないんかな」。母親にそう漏らして間もなく、男性は自ら命を絶した。「労災が認められたのはうれしいが、息子は戻らない。二度と同じことが起きないように会社の責任をはっきりさせたい」

母「体重20キロ減、病院行けず」



息子の無念を思い、提訴を決めた母親＝大阪市中央区

「達成困難なノルマや新規事業の担当になったことは認められず、仕事目的の同行だったとする客観的事実もない」として労災で

ないと判断。不服申し立てを受けた大阪労働局の労災保険審査官も14年に追認したが、再審査を求められた国の審査会は自殺と仕事の因果関係を認めた。

「僕、商才ないんかな」。母親にそう漏らして間もなく、男性は自ら命を絶した。「労災が認められたのはうれしいが、息子は戻らない。二度と同じことが起きないように会社の責任をはっきりさせたい」

(太田航、阿部峻介)